

船橋市スクールカウンセラー取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は船橋市スクールカウンセラーの取扱について、船橋市スクールカウンセラー設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 スクールカウンセラー配置校の校長（以下「校長」という。）は、スクールカウンセラーと協議の上、児童生徒にとって最も効果的な時間帯やスクールカウンセラーの職務の特質等を考慮して、要綱第16条に基づき、活動する曜日、活動時間を定める。

- 2 前項の活動時間は8時から17時までの間の6時間とし、途中に45分の休憩時間を設ける。
- 3 校長は、スクールカウンセラーの通常の勤務の他、緊急で対応する必要がある場合は、勤務を命ずることができる。その際は、指導課に報告しなければならない。

(勤務の管理)

第3条 校長は、勤怠管理システムを使い、スクールカウンセラーの勤務実績を適正に管理する。

(活動報告)

第4条 校長は、スクールカウンセラーの活動について、スクールカウンセラー活動報告書を作成し、翌月の5日までに指導課に提出する。

(周知等)

第5条 校長は、スクールカウンセラーの配置、相談日、相談方法等について、児童生徒、保護者及び教職員等に周知するとともに、相談室の確保及び相談しやすい環境の整備に努める。

(旅行命令)

第6条 校長は、スクールカウンセラーの活動に必要と認める場合には旅行を命ずることができる。

- 2 旅行を命ずる場合には、自家用自動車を利用する旅行を命ずることはできない。

(費用弁償)

第7条 スクールカウンセラーが勤務するとき及び公務のため出張するときは、順路により費用弁償を支給する。

2 費用弁償は、会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて支給する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。